

三重県マスターズ・ジュニアスキー大会企業協賛募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、第20回三重県マスターズ・ジュニアスキー大会の趣旨に賛同する企業、団体等が、大会に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(協賛の種類)

第2条 協賛する企業には、大会命名権を付与する。大会名は、「第20回（企業名または事業名等）三重県マスターズ・ジュニアスキー大会」とすることを条件とする。

(募集期間)

第3条 募集期間は、2024年8月1日から2024年9月30日までとする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛の申込みは、協賛申込書（別記様式第1号）を三重県スキー連盟（以下「本連盟」）に提出しなければならない。

(協賛の審査)

第5条 本連盟は、理事会にて、協賛者の審査を行い、名称、協賛品の内容、付帯的提案等を総合的に判断して選考し、協賛者を決定する。

- 2 付帯的提案で複数年（複数回）協賛を申し出た企業は、その合計額により算出した額に応じて選考する。
- 3 理事会にて選考された企業等（以下「協賛者」という。）に対し、開催許可書（別記様式第2号）により決定した旨を通知するものとする。

(協賛金の振込等)

第6条 協賛者は、前条第2項による通知（以下「許可通知」という。）を受けたときは、原則として本連盟が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、協賛金を一括して納付するものとする。

- 2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えるものとする。ただし、本連盟は、協賛者の希望により、協賛金の領収書を発行することができるものとする。

(協賛金等の受け入れ及び使途)

第7条 協賛金は本連盟が受け入れ、その全てを大会準備・運営に活用するものとする。

(協賛申込の不受理等)

第8条 本連盟は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知するものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの、及び公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの

(4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの

(5) その他本連盟が不相当と判断するもの

2 本連盟は、協賛者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金を返戻する。

(協賛者に対する謝意表明)

第10条 協賛者への謝意表明は、次の各号により行う。

(1) 協賛者の氏名又は名称の公表

(2) 感謝状の贈呈

附 則

この要項は、2024年5月29日から施行する